

議案第16号

北本市立児童発達支援センター設置及び管理条例の一部改正 について

北本市立児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市立児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市立児童発達支援センター設置及び管理条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第1号」を「第43条」に、「支援を提供するため、同号に規定する福祉型児童発達支援センターとして」を「児童発達支援を提供し、あわせて必要な援助を行うため」に改める。

第4条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。